

平成 22 年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	8	府 省 庁 名 <u> </u> 経 済 産 業 省 <u> </u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 (都市計画税)	
見直し 項目名	日本電気計器検定所の業務の用に供する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の延長	
見直し 内容 (概要)	<p>日本電気計器検定所が所有し、かつ、直接日本電気計器検定所法第 23 条第 1 項第 1 号に規定する業務の用に供する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税の課税標準について、平成 23 年度分まで 2/3 とするとして要望していたところ、本特例措置の延長要望を行わないこととする。</p>	
〔関係条文〕	〔 地方税法 附則第 15 条第 50 項 〕	
廃止 又は 縮減の 理由	<p>日本電気計器検定所は、日本電気計器検定所法に基づき設置された特別の法律に基づく民間法人であり、同法及び計量法に基づいて電気計器に関する検査検定に係る業務を実施している。民営化前の昭和 39 年度に本特例措置が地方税法の本則において制定され、昭和 61 年の民営化後も電気取引における適正な計量の実施の確保を目的とした極めて公共性の高い事業であることから、地方税法の附則において認められていた。日本電気計器検定所と同じく特別の法律に基づき設置され、法令に基づいて検査検定に係る業務を実施している類似の民間法人と同様に認められてきたところである。</p> <p>昭和 61 年以降、他の検査団体と同様に縮減を受け続け、平成 20 年度税制改正時において、恒久措置として認められていた本措置は 2 年間の時限措置となり、特例率においても 2/3 まで縮減された。</p> <p>8 月末の平成 22 年度税制改正要望提出時には、現在の措置内容の継続を要望していたところであるが、先日の第 1 回税制調査会での諮問文において、「納税者の立場に立って『公平・透明・納得』の原則の下、税制全般を見直さなければならない」とされており、また、第 2 回以降の税制調査会の場においても、措置の合理性・有効性等についても認められるか検証する必要があるとされていることから、本特例措置についても上記の視点から見直しを行った。</p> <p>日本電気計器検定所については、公共性の高い検査団体であり、税制優遇については政策的な合理性はあるものの、公平性の観点から税制優遇を受けていない他の公共性を有する業務を行う事業者・団体との顕著な違いがあるとまでは言えない。また、累次の縮減により、特例率が 2/3 となっており、現在有効性が高い措置と判断することも困難となってきている。</p> <p>したがって、以上の理由から継続要望することを取り下げることが適当との結論に至った。</p>	
増収 見込額	37	(単位：百万円)